度テレビジョン放送（有料放送を行うものを除く。）		県域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域（注）	放送対象地域ごとに1
		教育放送	全国	1
度テレビジョン放送を含む放送	［略］			

（注）協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(2)　地上基幹放送（デジタル放送以外の放送）

［ア・イ　略］

ウ　超短波放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標	
協会の放送	総合放送	都道府県の各区域	放送対象地域ごとに1
［略］			

［削る］

［エ　略］

［(3)～(5)　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

度テレビジョン放送（有料放送を行うものを除く。）		県域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域（注1）	放送対象地域ごとに1
		教育放送	全国	1
		大学教育放送	関東広域圏（注2）	1
度テレビジョン放送を含む放送	［同左］			

（注1）　協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

（注2）　学園の放送の放送対象地域は、関東広域圏のうち授業実施予定地域とする。

(2)　地上基幹放送（デジタル放送以外の放送）

［ア・イ　同左］

ウ　超短波放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系の数の目標	
協会の放送	総合放送	都道府県の各区域	放送対象地域ごとに1
学園の放送（有料放送を行うものを除く。）	大学教育放送	関東広域圏（注）	1
［同左］			

注　学園の放送の放送対象地域は、関東広域圏のうち授業実施予定地域とする。

［エ　同左］

［(3)～(5)　同左］

附　則

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、変更後の第1の1(1)ア(ウ)及び(エ)並びに第3の規定は、平成三十年十一月一日から施行する。

○総務省告示第百五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更前欄に掲げる対象規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。